

新旧対照表〔2023 年 4 月 1 日実施〕

※ご契約中の料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

エリア	料金プラン	新旧対照表		エリア	料金プラン	新旧対照表
北海道電力エリア	でんきMプラン(北海道) でんきLプラン (北海道)	〔1〕〔16〕〔17〕		北陸電力エリア	でんきMプラン(北陸) でんきLプラン (北陸)	〔1〕〔16〕〔17〕
	でんきMプラン(北海道D) でんきLプラン (北海道D)	〔12〕〔13〕〔16〕〔17〕			でんきMプラン(北陸D) でんきLプラン (北陸D)	〔6〕〔7〕〔16〕〔17〕
	ecoMプラン(北海道D) ecoLプラン(北海道D)	〔12〕〔13〕			ecoMプラン(北陸D) ecoLプラン(北陸D)	〔6〕〔7〕
東北電力エリア	でんきMプラン (東北) でんきLプラン (東北)	〔1〕〔16〕〔17〕		関西電力エリア	でんきMプラン (関西) でんきLプラン (関西)	〔2〕〔3〕〔16〕〔17〕
	ecoMプラン (東北) ecoLプラン (東北)	〔1〕			ecoMプラン (関西D)	〔2〕〔3〕
東京電力エリア	でんきMプラン(東京) でんきLプラン (東京)	〔1〕〔16〕〔17〕		中国電力エリア	でんきMプラン (中国)	〔4〕〔5〕〔16〕〔17〕
	でんきMプラン(東京D) でんきLプラン (東京D)	〔10〕〔11〕〔16〕〔17〕			ecoMプラン (中国D)	〔4〕〔5〕
	ecoMプラン(東京) ecoLプラン(東京)	〔1〕		四国電力エリア	でんきMプラン (四国)	〔1〕〔16〕〔17〕
	オール電化プランS (東京) オール電化プランL (東京)	〔1〕〔16〕〔17〕			ecoMプラン (四国)	〔1〕
中部電力エリア	でんきMプラン (中部) でんきLプラン (中部)	〔1〕〔16〕〔17〕		九州電力エリア	でんきMプラン (九州) でんきLプラン (九州)	〔1〕〔16〕〔17〕
	でんきMプラン (中部D) でんきLプラン (中部D)	〔8〕〔9〕〔16〕〔17〕			ecoMプラン (九州) ecoLプラン (九州)	〔1〕
	ecoMプラン (中部D) ecoLプラン (中部D)	〔8〕〔9〕		沖縄電力エリア	でんきMプラン (沖縄D)	〔14〕〔16〕〔17〕

〔1〕■ au でんき需給約款

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき需給約款 2022 年 12 月 1 日実施 6 需給契約の申込み (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 （略） 7 需給契約の成立および契約期間 （略） (2)契約期間は、次によります。 （略） 8 需要場所 (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、当該一般送配電事業者の決定に従い、1 需要場所を決定することがあります。 なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。	au でんき需給約款 2023 年 4 月 1 日実施 6 需給契約の申込み (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 （略） 7 需給契約の成立および契約期間 （略） (2)契約期間は、次によります。 （略） ハ お客様の需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合があります。 8 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3) によります。 なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。 (3)構内または建物の特殊な場合には、次によります。 イ 居住用の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。 (イ)各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 (ロ)各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 (ハ)各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。 ロ 居住用以外の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。 ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。 ニ その他 構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。	
9 需給契約の単位	9 需給契約の単位

当社は、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。	当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。				
10 供給の開始 (1) 当該一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。 (略)	10 供給の開始 (1) 当該一般送配電事業者等の所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。 (略)				
13 でんきMプラン (略) (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約電流または最大需要容量 <table border="1" data-bbox="123 970 1093 1437"> <tr> <td data-bbox="123 970 432 1437"> 北海道、東北、東京、中部、北陸、九州 </td><td data-bbox="441 970 1093 1437"> イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当 </td></tr> </table>	北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当	13 でんきMプラン (略) (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約電流または最大需要容量 <table border="1" data-bbox="1146 970 2116 1437"> <tr> <td data-bbox="1146 970 1456 1437"> 北海道、東北、東京、中部、北陸、九州 </td><td data-bbox="1464 970 2116 1437"> イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に </td></tr> </table>	北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に
北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当				
北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に				

	該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。		は、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
四国	ハ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって定めます。	四国	ハ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。
(略)		(略)	
14 でんきLプラン (略) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (3)契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者が認める場合には、お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (略)		14 でんきLプラン (略) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 (3)契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。ただし、かかる場合であっても、当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には、お客さまの申出によって契約容量を定めるものとし、当該契約容量にもとづき契約主開閉器の定格電流をあらかじめ設定させていただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (略)	
16 検針 検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。		16 検針 検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。	

18 使用電力量の計量 (1) 当社は、当該一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、17（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 （略）	18 使用電力量の計量 (1) 当社は、当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により、17（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 （略）
25 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査 （略） (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	25 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査 （略） (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
26 電気の使用にともなうお客さまの協力 （略） (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	26 電気の使用にともなうお客さまの協力 （略） (2) お客さまが発電設備または蓄電池（以下「発電設備等」といいます）を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
28 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または当該一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 イ 電気の需給上やむをえない場合 □ 当該一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場	28 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または当該一般送配電事業者等は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 イ 電気の需給上やむをえない場合 □ 当該一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある

合 ハ 当該一般送配電事業者の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合（略） (2) (1)の場合には，当社または当該一般送配電事業者は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。 （略）	場合 ハ 当該一般送配電事業者等の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合（略） (2) (1)の場合には，当社または当該一般送配電事業者等は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。 （略）
30 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 （略）	30 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 （略）
34 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さまが，契約電流または契約容量を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において，当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが，電気の使用を開始され，その後，契約電流，契約容量の変更を行い，または需給契約を終了する場合に，当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。	34 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さまが，契約電流または契約容量を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において，当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが，電気の使用を開始され，その後，契約電流，契約容量の変更を行い，または需給契約を終了する場合に，当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
35 解約等 (1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，需給契約を解約することがあります。 （略） 二 お客さまが次のいずれかに該当し，またはそのおそれがあると判明した場合 (イ)お客さまの責めとなる理由により，保安上の危険が生じた場合	35 解約等 (1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，需給契約を解約することがあります。 （略） 二 お客さまが次のいずれかに該当し，またはそのおそれがあると判明した場合 (イ)お客さまの責めとなる理由により，保安上の危険が生じた場合

(Ⅱ)需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合 (Ⅲ)当該一般送配電事業者に無断で当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合 (ニ)電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合 (略) (ト)25（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当該一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合 (略)	(Ⅱ)需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合 (Ⅲ)当該一般送配電事業者等に無断で当該一般送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合 (ニ)電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合 (略) (ト)25（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合 (略)
37 供給設備等の施設 (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、託送約款等に基づき、当該一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに、当該一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等について、お客さまから申し受けることがあります。 (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送約款等に基づき当該一般送配電事業者が付帯設備を無償で利用できるものといたします。 (略)	37 供給設備等の施設 (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、託送約款等に基づき、当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、託送約款等に基づき当該施設に協力していただくとともに、当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等について、お客さまから申し受けることがあります。 (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で利用できるものといたします。 (略)
38 工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送約款等に基づいて、当該一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。	38 工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送約款等に基づいて、当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

40 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。	40 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。
41 調査に対するお客さまの協力 当該一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。 (2) 当該一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。	41 調査に対するお客さまの協力 当該一般送配電事業者等は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等の登録調査機関に通知していただきます。 (2) 当該一般送配電事業者等は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。
42 保安に対するお客さまの協力 当該一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされ	42 保安に対するお客さまの協力 当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工

た後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。																																												
附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。																																												
別 表 1 でんきMプラン料金表 (1) でんきMプラン（北海道） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table data-bbox="219 727 996 1168"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>契約電流10アンペア</td><td>310.00円（341.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流15アンペア</td><td>465.00円（511.50円）</td></tr> <tr> <td>契約電流20アンペア</td><td>620.00円（682.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流30アンペア</td><td>930.00円（1,023.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流40アンペア</td><td>1,240.00円（1,364.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流50アンペア</td><td>1,550.00円（1,705.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流60アンペア</td><td>1,860.00円（2,046.00円）</td></tr> </table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table data-bbox="163 1265 1052 1482"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21.79円（23.96円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>27.50円（30.25円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）	契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）	契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）	契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）	契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）	契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）	契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）	別 表 1 でんきMプラン料金表 (1) でんきMプラン（北海道） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table data-bbox="1240 727 2018 1168"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>契約電流10アンペア</td><td>340.00円（374.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流15アンペア</td><td>510.00円（561.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流20アンペア</td><td>680.00円（748.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流30アンペア</td><td>1,020.00円（1,122.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流40アンペア</td><td>1,360.00円（1,496.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流50アンペア</td><td>1,700.00円（1,870.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流60アンペア</td><td>2,040.00円（2,244.00円）</td></tr> </table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table data-bbox="1184 1265 2074 1482"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>22.13円（24.34円）</td></tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき</td><td>27.85円（30.63円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）	契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）	契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）	契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）	契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）	契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）	契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）		税抜額（税込額）	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
	税抜額（税込額）																																												
契約電流10アンペア	310.00円（341.00円）																																												
契約電流15アンペア	465.00円（511.50円）																																												
契約電流20アンペア	620.00円（682.00円）																																												
契約電流30アンペア	930.00円（1,023.00円）																																												
契約電流40アンペア	1,240.00円（1,364.00円）																																												
契約電流50アンペア	1,550.00円（1,705.00円）																																												
契約電流60アンペア	1,860.00円（2,046.00円）																																												
	税抜額（税込額）																																												
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円（23.96円）																																												
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円（30.25円）																																												
	税抜額（税込額）																																												
契約電流10アンペア	340.00円（374.00円）																																												
契約電流15アンペア	510.00円（561.00円）																																												
契約電流20アンペア	680.00円（748.00円）																																												
契約電流30アンペア	1,020.00円（1,122.00円）																																												
契約電流40アンペア	1,360.00円（1,496.00円）																																												
契約電流50アンペア	1,700.00円（1,870.00円）																																												
契約電流60アンペア	2,040.00円（2,244.00円）																																												
	税抜額（税込額）																																												
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）																																												
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）																																												

280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円 (33.97円)
---------------------------	-----------------

(略)

(2) でんきMプラン (東北)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額 (税込額)
契約電流10アンペア	300.00円 (330.00円)
契約電流15アンペア	450.00円 (495.00円)
契約電流20アンペア	600.00円 (660.00円)
契約電流30アンペア	900.00円 (990.00円)
契約電流40アンペア	1,200.00円 (1,320.00円)
契約電流50アンペア	1,500.00円 (1,650.00円)
契約電流60アンペア	1,800.00円 (1,980.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)

(略)

(3) でんきMプラン (東京)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)
---------------------------	-----------------

(略)

(2) でんきMプラン (東北)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額 (税込額)
契約電流10アンペア	336.00円 (369.60円)
契約電流15アンペア	504.00円 (554.40円)
契約電流20アンペア	672.00円 (739.20円)
契約電流30アンペア	1,008.00円 (1,108.80円)
契約電流40アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流50アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流60アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(略)

(3) でんきMプラン (東京)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	214.39円（235.82円）

(4) でんきMプラン（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	268.40円（295.24円）
契約電流15アンペア	402.60円（442.86円）
契約電流20アンペア	536.80円（590.48円）
契約電流30アンペア	805.20円（885.72円）
契約電流40アンペア	1,073.60円（1,180.96円）
契約電流50アンペア	1,342.00円（1,476.20円）
契約電流60アンペア	1,610.40円（1,771.44円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

(4) でんきMプラン（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円（21.03円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円（25.50円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円（28.45円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	234.76円（258.23円）

(5) でんきMプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	241.87円（266.05円）

(5) でんきMプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	220.00円（242.00円）
契約電流15アンペア	330.00円（363.00円）
契約電流20アンペア	440.00円（484.00円）
契約電流30アンペア	660.00円（726.00円）
契約電流40アンペア	880.00円（968.00円）
契約電流50アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流60アンペア	1,320.00円（1,452.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	164.81円（181.29円）

(6) でんきMプラン（四国）

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
--	-----

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	275.00円（302.50円）
契約電流15アンペア	412.50円（453.75円）
契約電流20アンペア	550.00円（605.00円）
契約電流30アンペア	825.00円（907.50円）
契約電流40アンペア	1,100.00円（1,210.00円）
契約電流50アンペア	1,375.00円（1,512.50円）
契約電流60アンペア	1,650.00円（1,815.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(6) でんきMプラン（四国）

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
--	-----

		(税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	374.00円 (411.40円)
	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.51円 (20.36円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.53円 (26.98円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.72円 (30.49円)

(7) でんきMプラン（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	270.00円（297.00円）
契約電流15アンペア	405.00円（445.50円）
契約電流20アンペア	540.00円（594.00円）
契約電流30アンペア	810.00円（891.00円）
契約電流40アンペア	1,080.00円（1,188.00円）
契約電流50アンペア	1,350.00円（1,485.00円）
契約電流60アンペア	1,620.00円（1,782.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円（17.45円）

		(税込額)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円 (564.96円)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.93円 (20.82円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円 (27.44円)
	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.14円 (30.95円)

(7) でんきMプラン（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電流10アンペア	287.49円（316.23円）
契約電流15アンペア	431.23円（474.35円）
契約電流20アンペア	574.98円（632.47円）
契約電流30アンペア	862.47円（948.71円）
契約電流40アンペア	1,149.96円（1,264.95円）
契約電流50アンペア	1,437.45円（1,581.19円）
契約電流60アンペア	1,724.94円（1,897.43円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円（18.27円）

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	286.16円 (314.77円)

2 でんきLプラン料金表

(1) でんきLプラン（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円 (341.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円 (33.97円)

(2) でんきLプラン（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	303.87円 (334.25円)

2 でんきLプラン料金表

(1) でんきLプラン（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円 (374.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(2) でんきLプラン（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本

料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円（330.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円（18.56円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円（25.32円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円（29.27円）

(3) でんき L プラン（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円（19.87円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円（26.47円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円（30.56円）

(4) でんき L プラン（中部）

イ 基本料金

料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円（369.60円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3) でんき L プラン（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

(4) でんき L プラン（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円（21.03円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円（25.50円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円（28.45円）

(5) でんきLプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円（17.83円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円（21.72円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円（23.43円）

(6) でんきLプラン（四国）

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円（21.32円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円（25.79円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円（28.74円）

(5) でんきLプラン（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円（23.81円）

(6) でんきLプラン（四国）

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.42円 (16.96円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.45円 (22.49円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.10円 (25.41円)

(7) でんき L プラン (九州)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円 (297.00円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円 (17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月

(略)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.84円 (17.42円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.87円 (22.95円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.52円 (25.87円)

(7) でんき L プラン (九州)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円 (316.23円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円 (18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月

の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 (略)	の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 (略)
4 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。 (略)	4 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。 (略)

〔2〕■ au でんき供給約款（関西電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款 （関西電力・auEL） 2022 年 11 月 1 日実施	au でんき供給約款 （関西電力・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施
1 適用 （1）お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕および電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、auEL が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（関西電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）によります。 なお、電気料金については、auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）	1 適用 （1）お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕および電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、auEL が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（関西電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）によります。 なお、電気料金については、auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）
2 au でんき約款および料金表の変更 （略） （3）お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、関西電力および auEL は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この au でんき約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。	2 au でんき約款および料金表の変更 （略） （3）お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、関西電力および auEL は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この au でんき約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。

(略) 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項 なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ 関西電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。 ハ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、関西電力に対し提供すること。 (略) (4) 当該一般送配電事業者が供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (略) 7 需給契約の成立および契約期間	(略) 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項 なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ 関西電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。 ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、関西電力に対し提供すること。 (略) (4) 当該一般送配電事業者等が供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (略) 7 需給契約の成立および契約期間
--	---

(1) 需給契約は、申込みを関西電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、関西電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (略)	(1) 需給契約は、申込みを関西電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、関西電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (略)
10 需給契約の単位 関西電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1)～(2) (略) (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	10 需給契約の単位 関西電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1)～(2) (略) (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。 (4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
16 検 針 検針は、お客さまごとに、原則として毎月ごとに当該一般送配電事業者が行います。	16 検 針 検針は、お客さまごとに、原則として毎月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
26 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (2) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	26 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
27 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担	27 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担

で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 (略) (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 (略) (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
28 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)	28 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)
29 供給停止の解除 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	29 供給停止の解除 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
31 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 なお、この場合には、auEL は、料金の減額等はいりません。	31 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 なお、この場合には、auEL は、料金の減額等はいりません。
33 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気	33 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電

工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，関西電力または auEL が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，関西電力または auEL は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，関西電力または auEL が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，関西電力または auEL は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
36 需給契約の消滅 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は，次の場合を除き，お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) 二 関西電力，auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。 (略)	36 需給契約の消滅 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は，次の場合を除き，お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) 二 関西電力，auEL および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。 (略)
37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算 次の場合には，関西電力は需給契約の消滅または変更の日に，工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で，お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について，関西電力が，当該一般送配電事業者から，託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けたときは，関西電力は，お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合は，供給設備のうち契約容量等の減少に見合う部分（増加後に減	37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算 次の場合には，関西電力は需給契約の消滅または変更の日に，工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で，お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について，関西電力が，当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けたときは，関西電力は，お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合は，供給設備のうち契約容量等の減少に見合う部分（増加後に減

少される場合で、減少される契約容量等が増加された契約容量分等を上回るときは、増加された契約容量分等といたします。）について、関西電力が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、関西電力は、お客さまからその金額を申し受けます。	少される場合で、減少される契約容量等が増加された契約容量分等を上回るときは、増加された契約容量分等といたします。）について、関西電力が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、関西電力は、お客さまからその金額を申し受けます。
38 解 約 等 (1) 関西電力および auEL は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。 イ お客さまが 28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力および auEL または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。 （略） (5) お客さまが、36（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、関西電力および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。	38 解 約 等 (1) 関西電力および auEL は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。 イ お客さまが 28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力および auEL または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。 （略） (5) お客さまが、36（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、関西電力および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
40 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （略）	40 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （略）
41 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 関西電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、関西電力は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 （略） (3) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、関西電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、関西電力の負担で施設し、または取り付けることとされ	41 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 関西電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、関西電力は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 （略） (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、関西電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、関西電力の負担で施設し、または取り付けることとされ

ている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けさせていただきます。この場合には、当該一般送配電事業者がその設備を無償で使用できるものといたします。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、関西電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、関西電力は、その金額をお客さまから申し受けます。	ている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けさせていただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等がその設備を無償で使用できるものといたします。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、関西電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、関西電力は、その金額をお客さまから申し受けます。
42 保安の責任 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。	42 保安の責任 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。
43 調 査 当該一般送配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。	43 調 査 当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
44 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を関西電力、当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、43（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	44 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を関西電力、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、43（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
45 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が	45 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が

生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
附 則 この au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則 この au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。
別 表 3 負荷設備の入力換算容量 (略) (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 (略)	別 表 3 負荷設備の入力換算容量 (略) (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 (略)

[3] ■ au でんき供給約款（関西電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） 1－1 でんき M プラン（関西） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略）			1 契約種別 （略） 1－1 でんき M プラン（関西） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 または配電事業者 （以下「当該一般送配電事業者 等 」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者 等 が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者 等 は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略）		
		税抜額 （税込額）			税抜額 （税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310.00 円 (341.00 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	394.00 円 (433.40 円)
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)	電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)

	<table><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>23.37 円 (25.70 円)</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>26.09 円 (28.69 円)</td></tr></table>	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)				
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)				
1 - 2 でんき L プラン (関西) (1) 適用範囲 (略) □ 1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (略) (4) 契約容量 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、関西電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料金 (略)	<table><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>23.37 円 (25.70 円)</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>26.09 円 (28.69 円)</td></tr></table> 1 - 2 でんき L プラン (関西) (1) 適用範囲 (略) □ 1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (略) (4) 契約容量 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、関西電力、auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料金 (略)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)				
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)				

イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>360.00円（396.00円）</td></tr></table> （略） 1－3 低圧電力（関西） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力またはこの料金表の他の契約種別とあわせて契約する場合で、最大需要容量、契約容量または契約電力と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の他の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量、契約容量または契約電力と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 契約電力 （略） ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、関西電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限で		税抜額（税込額）	契約容量1キロボルトアンペアにつき	360.00円（396.00円）	イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>379.03円（416.93円）</td></tr></table> （略） 1－3 低圧電力（関西） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力またはこの料金表の他の契約種別とあわせて契約する場合で、最大需要容量、契約容量または契約電力と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の他の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量、契約容量または契約電力と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 契約電力 （略） ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、関西電力、auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限で		税抜額（税込額）	契約容量1キロボルトアンペアにつき	379.03円（416.93円）
	税抜額（税込額）								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	360.00円（396.00円）								
	税抜額（税込額）								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	379.03円（416.93円）								

る電流を，必要に応じて確認いたします。 (5) 料金 (略) イ 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりいたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td><td>980.00円（1,078.00円）</td></tr> </table> (略)		税抜額（税込額）	契約電力1キロワットにつき	980.00円（1,078.00円）	きる電流を，必要に応じて確認いたします。 (5) 料金 (略) イ 基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりいたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,000.76円（1,100.83円）</td></tr> </table> (略)		税抜額（税込額）	契約電力1キロワットにつき	1,000.76円（1,100.83円）
	税抜額（税込額）								
契約電力1キロワットにつき	980.00円（1,078.00円）								
	税抜額（税込額）								
契約電力1キロワットにつき	1,000.76円（1,100.83円）								
2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は，法令，電気の需給状況，お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況，お客さままたはお客さまの同居の家族による au でんき約款で定める KDDI サービスの利用状況，当該一般送配電事業者の供給設備の状況，料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。 (略)	2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は，法令，電気の需給状況，お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況，お客さままたはお客さまの同居の家族による au でんき約款で定める KDDI サービスの利用状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。 (略)								
7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は，次のとおりいたします。 (1) 基本料金，最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) (2) でんきMプラン（関西）およびでんきLプラン（関西）の料金適用上の電力量区分を日	7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は，次のとおりいたします。 (1) 基本料金，最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) (2) でんきMプラン（関西）およびでんきLプラン（関西）の料金適用上の電力量区分を日								

割りする場合 イ でんきMプラン（関西） 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ （略） 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ （略） 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ （略） ロ でんきLプラン（関西） 第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ （略） 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ （略）	割りする場合 イ でんきMプラン（関西） 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ （略） 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ （略） 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ （略） ロ でんきLプラン（関西） 第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ （略） 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ （略）
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

[4] ■ au でんき供給約款（中国電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款（中国電力・auEL） 2022 年 11 月 1 日実施	au でんき供給約款（中国電力・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施
1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、auEL が中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施し、中国電力が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用されるとき電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（中国電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、この au でんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 （略）	1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、auEL が中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施し、中国電力が、一般送配電事業者 または配電事業者 が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用されるとき電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（中国電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、この au でんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 （略）
2 この au でんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定もしくは改廃により au でんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中国電力または auEL が必要と判断した場合には、中国電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、auEL はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（中国電力・auEL）および料金表によります。 （略）	2 この au でんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 または配電事業者 （以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定もしくは改廃により au でんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中国電力または auEL が必要と判断した場合には、中国電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、auEL はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（中国電力・auEL）および料金表によります。 （略）

7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、auEL 所定の様式によって auEL に申込みをしていただきます。また、auEL が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項 （略） (5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、お客さまからあらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。	7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、auEL 所定の様式によって auEL に申込みをしていただきます。また、auEL が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項 （略） (5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、お客さまからあらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
8 需給契約の成立および契約期間 （略） (2) 契約期間は、次によります。 イ～ロ（略）	8 需給契約の成立および契約期間 （略） (2) 契約期間は、次によります。 イ～ロ（略） ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
10 需給契約の単位 （略） (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、中国電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合	10 需給契約の単位 （略） (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、中国電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、ま

(3) その他技術上，経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合	たは電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき (4) その他技術上，経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合
13 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 中国電力および auEL は，法令，電気の需給状況，お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況，KDDI サービスのお客さまによるご利用状況，当該一般送配電事業者の供給設備の状況，料金の支払状況（中国電力，auEL または KDDI の他のサービスの料金，および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，auEL はその理由をお知らせいたします。 （略）	13 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 中国電力および auEL は，法令，電気の需給状況，お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況，KDDI サービスのお客さまによるご利用状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（中国電力，auEL または KDDI の他のサービスの料金，および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，auEL はその理由をお知らせいたします。 （略）
17 でんきMプラン（中国） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （略） ハ 供給約款の定額電灯を適用できないこと。 ただし，1 需要場所において中国電力またはこの約款の動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびハに該当し，かつ，口の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略）	17 でんきMプラン（中国） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （略） ハ 供給約款の定額電灯を適用できないこと。 ただし，1 需要場所において中国電力またはこの約款の動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびハに該当し，かつ，口の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略）
18 でんきLプラン（中国） (1) 適用範囲	18 でんきLプラン（中国） (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (略) □ 1 需要場所において中国電力またはこの約款の動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において中国電力またはこの約款の動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200 ボルトとすることがあります。 (略) (4) 契約容量 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、中国電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (略) □ 1 需要場所において中国電力またはこの約款の動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において中国電力またはこの約款の動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200 ボルトとすることがあります。 (略) (4) 契約容量 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、中国電力、auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
19 低圧電力（中国） (1) 適用範囲	19 低圧電力（中国） (1) 適用範囲

(略) ハ 1 需要場所において中国電力またはこの約款の他の契約種別とあわせて契約する場合で、契約電力の合計または最大需要容量もしくは契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において中国電力またはこの約款の他の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約電力の合計または最大需要容量もしくは契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (略) (4) 契約電力 (略) ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、中国電力または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) その他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。	(略) ハ 1 需要場所において中国電力またはこの約款の他の契約種別とあわせて契約する場合で、契約電力の合計または最大需要容量もしくは契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において中国電力またはこの約款の他の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約電力の合計または最大需要容量もしくは契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (略) (4) 契約電力 (略) ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、中国電力または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) その他 変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
21 検針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。検針日は、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。	21 検針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。検針日は、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。
32 供給の停止等 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。	32 供給の停止等 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、中国電力がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、中国電力の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (略) (3) (1)または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)	(2) お客さまが次のいずれかに該当し、中国電力がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、中国電力の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (略) (3) (1)または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)
33 供給停止の解除 32（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実とともない中国電力および auEL に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	33 供給停止の解除 32（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実とともない中国電力および auEL に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
35 損害賠償の免責 (1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが中国電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、中国電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)	35 損害賠償の免責 (1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが中国電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、中国電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)
36 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、中国電力が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、中国電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	36 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、中国電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、中国電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
39 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、	39 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、

電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、41（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 （略） □ 中国電力、auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 （略）	電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、41（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 （略） □ 中国電力、auEL および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 （略）
40 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算 次の場合には、中国電力は需給契約の廃止または変更の日に、工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し、または契約電力等を増加された後 1 年に満たないでこれを廃止させる場合で、お客さまが需給契約を開始し、または契約電力等を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、中国電力が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、中国電力は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し、または契約電力等を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合で、当該一般送配電事業者の供給設備のうち契約電力等の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約電力等が増加された契約電力分等を上回るときは、増加された契約電力分等といたします。）について、中国電力が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、中国電力は、お客さまからその金額を申し受けます。	40 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算 次の場合には、中国電力は需給契約の廃止または変更の日に、工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し、または契約電力等を増加された後 1 年に満たないでこれを廃止させる場合で、お客さまが需給契約を開始し、または契約電力等を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、中国電力が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、中国電力は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し、または契約電力等を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合で、当該一般送配電事業者等の供給設備のうち契約電力等の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約電力等が増加された契約電力分等を上回るときは、増加された契約電力分等といたします。）について、中国電力が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、中国電力は、お客さまからその金額を申し受けます。
41 解約等	41 解約等

(略) (2) 32（供給の停止等）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者、中国電力もしくは auEL の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他この au でんき約款および料金表に反した場合には、中国電力および auEL は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、auEL は、その旨をお客さまに予告いたします。 (3) お客さまが、39（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	(略) (2) 32（供給の停止等）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等、中国電力もしくは auEL の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他この au でんき約款および料金表に反した場合には、中国電力および auEL は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、auEL は、その旨をお客さまに予告いたします。 (3) お客さまが、39（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
43 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (略)	43 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (略)
44 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、中国電力は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。 (2) お客さまもしくは当該一般送配電事業者が希望される場合または中国電力が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、中国電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (略) (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、中国電力が当該一般送配電事業者から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、中国電力は、その金額をお客さまから申し受けます。	44 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、中国電力は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。 (2) お客さまもしくは当該一般送配電事業者等が希望される場合または中国電力が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、中国電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (略) (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、中国電力が当該一般送配電事業者等から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、中国電力は、その金額をお客さまから申し受けます。

附 則 1 この au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 この au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。
別表 2 負荷設備の入力換算容量 (略) (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 (略)	別表 2 負荷設備の入力換算容量 (略) (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 (略)

〔5〕■ au でんき供給約款（中国電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） 1－1 でんきMプラン（中国） （略） (4) 料金 （略）			1 契約種別 （略） 1－1 でんきMプラン（中国） （略） (4) 料金 （略）		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	306.24 円 (336.86 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.87 円 (20.75 円)	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.94 円 (27.43 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.87 円 (29.55 円)		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)
1－2 でんきLプラン（中国） （略） (5) 料金 （略） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。			1－2 でんきLプラン（中国） （略） (5) 料金 （略） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。		
		税抜額（税込額）			税抜額（税込額）

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		370.00 円 (407.00 円)	
---------------------	--	---------------------	--

□ 電力量料金

電力量料金は,その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.42 円 (18.06 円)	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.96 円 (24.15 円)	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.66 円 (26.02 円)	

1－3 低圧電力 (中国)

(略)

(5) 料金

(略)

イ 基本料金

基本料金は, 1 月につき次のとおりといたします。ただし, 契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は, 契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また, まったく電気を使用しない場合の基本料金は, 半額といたします。

	税抜額 (税込額)	
契約電力 1 キロワットにつき	1,010.00 円 (1,111.00 円)	

□ 電力量料金

電力量料金は, その 1 月の使用電力量によって算定することとし, 夏季に使用された電力量には夏季料金を, その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額 (税込額)	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	13.64 円 (15.00 円)	12.47 円 (13.71 円)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は, 2022 年 12 月 1 日から実施いたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		392.63 円 (431.89 円)	
---------------------	--	---------------------	--

□ 電力量料金

電力量料金は,その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.06 円 (18.76 円)	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.60 円 (24.86 円)	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.30 円 (26.73 円)	

1－3 低圧電力 (中国)

(略)

(5) 料金

(略)

イ 基本料金

基本料金は, 1 月につき次のとおりといたします。ただし, 契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は, 契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また, まったく電気を使用しない場合の基本料金は, 半額といたします。

	税抜額 (税込額)	
契約電力 1 キロワットにつき	1,094.00 円 (1,203.40 円)	

□ 電力量料金

電力量料金は, その 1 月の使用電力量によって算定することとし, 夏季に使用された電力量には夏季料金を, その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額 (税込額)	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14.19 円 (15.60 円)	13.01 円 (14.31 円)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は, 2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔6〕■ au でんき供給約款（北陸電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款 （北陸電力・auEL） 2022 年 11 月 1 日実施	au でんき供給約款 （北陸電力・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施
1 適 用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）が、一般の需要（北陸電力以外の者から電気の供給を受けている需要、北陸電力が別途定める特定小売供給約款〔2020 年 9 月 11 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、北陸電力が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。〕および北陸電力が別途定める低圧特別約款〔以下「低圧特別約款」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。〕に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北陸電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、この au でんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 （略）	1 適 用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）が、一般の需要（北陸電力以外の者から電気の供給を受けている需要、北陸電力が別途定める特定小売供給約款〔2023 年 2 月 14 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、北陸電力が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。〕および北陸電力が別途定める低圧特別約款〔以下「低圧特別約款」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。〕に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北陸電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、この au でんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。 （略）
2 au でんき約款および料金表の変更 （略） (3) 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に変更があった場合には、変更された内容にもとづき、北陸電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。	2 au でんき約款および料金表の変更 （略） (3) 当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に変更があった場合には、変更された内容にもとづき、北陸電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。 （略）	す。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。 （略）
5 契約電流および契約容量 (1) 契約電流 （略） □ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 (2) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	5 契約電流および契約容量 (1) 契約電流 （略） □ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 (2) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、北陸電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法	7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および料金表を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、北陸電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備および蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 （略）

(略) (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 北陸電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。 ロ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、北陸電力に対し提供すること。 (略) (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (略)	(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 北陸電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。 ロ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、北陸電力に対し提供すること。 (略) (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (略)
8 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを北陸電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、北陸電力と当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、北陸電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (2) 契約期間は、次によります。 (略)	8 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを北陸電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、北陸電力と当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、北陸電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (2) 契約期間は、次によります。 (略) ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
9 供給電気方式、供給電圧および周波数 (略) (2) 5（契約電流および契約容量）(2) を適用する場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および	9 供給電気方式、供給電圧および周波数 (略) (2) 5（契約電流および契約容量）(2) を適用する場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および

び供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	び供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
11 需給契約の単位 (略) (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	11 需給契約の単位 (略) (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。 (4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
14 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 北陸電力および auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北陸電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。 (略)	14 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 北陸電力および auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（北陸電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。 (略)
18 検 針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。	18 検 針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
28 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (2)当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	28 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (2)当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
29 電気の使用にともなうお客さまの協力	29 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、北陸電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 （略） (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、北陸電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 （略） (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
30 供給の停止 (1) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 （略）	30 供給の停止 (1) 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 （略）
31 供給停止の解除 30（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	31 供給停止の解除 30（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
33 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	33 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがありま

(略)	す。 (略)
34 損害賠償および債務の履行の免責 (略) (2)託送供給等約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが北陸電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (略)	34 損害賠償および債務の履行の免責 (略) (2)託送供給等約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが北陸電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (略)
35 設備の賠償 (略) (2)お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北陸電力が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、北陸電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	35 設備の賠償 (略) (2)お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北陸電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、北陸電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
38 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、40（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) □ 北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	38 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、40（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) □ 北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算 次の場合には、北陸電力は需給契約の消滅または変更の日に、工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で、お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、北陸電力が、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合で、供給設備のうち契約容量の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量が増加された契約容量分を上回るときは、増加された契約容量分といたします。）について、北陸電力が、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。	39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算 次の場合には、北陸電力は需給契約の消滅または変更の日に、工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で、お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、北陸電力が、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合で、供給設備のうち契約容量の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量が増加された契約容量分を上回るときは、増加された契約容量分といたします。）について、北陸電力が、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。
40 解約等 (略) (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北陸電力および auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。 (略) へ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 (略) (2) お客さまが、38（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	40 解約等 (略) (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北陸電力および auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。 (略) へ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 (略) (2) お客さまが、38（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
42 需給地点および施設	42 需給地点および施設

(1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (略)	(1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (略)
43 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 (1) 北陸電力は、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (略) (3) 当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北陸電力は、工事費負担金等相当額を、すみやかに精算するものといたします。 (略) (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、北陸電力が当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北陸電力は、その金額をお客さまから申し受けます。	43 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算 (1) 北陸電力は、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (略) (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北陸電力は、工事費負担金等相当額を、すみやかに精算するものといたします。 (略) (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、北陸電力が当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北陸電力は、その金額をお客さまから申し受けます。
44 保安の責任 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。	44 保安の責任 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等にもとづき、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。
45 調査 (1) 当該一般送配電事業者は、法令および託送供給等約款等で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。	45 調査 (1) 当該一般送配電事業者等は、法令および託送供給等約款等で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
46 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。	46 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

(2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が 45（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	(2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が 45（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
47 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者北陸電力は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	47 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等北陸電力は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
附 則 1 この au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 この au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

[7] ■ au でんき供給約款（北陸電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																				
1 契約種別 （略） 1－1 でんき M プラン（北陸 D） (1) 適用範囲 （略） □ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、au でんき約款で定める当該一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>220.00 円（242.00 円）</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>330.00 円（363.00 円）</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>440.00 円（484.00 円）</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>660.00 円（726.00 円）</td></tr></table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	220.00 円（242.00 円）	契約電流 15 アンペア	330.00 円（363.00 円）	契約電流 20 アンペア	440.00 円（484.00 円）	契約電流 30 アンペア	660.00 円（726.00 円）	1 契約種別 （略） 1－1 でんき M プラン（北陸 D） (1) 適用範囲 （略） □ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、au でんき約款で定める当該一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>275.00 円（302.50 円）</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>412.50 円（453.75 円）</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>550.00 円（605.00 円）</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>825.00 円（907.50 円）</td></tr></table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	275.00 円（302.50 円）	契約電流 15 アンペア	412.50 円（453.75 円）	契約電流 20 アンペア	550.00 円（605.00 円）	契約電流 30 アンペア	825.00 円（907.50 円）
	税抜額（税込額）																				
契約電流 10 アンペア	220.00 円（242.00 円）																				
契約電流 15 アンペア	330.00 円（363.00 円）																				
契約電流 20 アンペア	440.00 円（484.00 円）																				
契約電流 30 アンペア	660.00 円（726.00 円）																				
	税抜額（税込額）																				
契約電流 10 アンペア	275.00 円（302.50 円）																				
契約電流 15 アンペア	412.50 円（453.75 円）																				
契約電流 20 アンペア	550.00 円（605.00 円）																				
契約電流 30 アンペア	825.00 円（907.50 円）																				

契約電流 40 アンペア	880.00 円 (968.00 円)
契約電流 50 アンペア	1,100.00 円 (1,210.00 円)
契約電流 60 アンペア	1,320.00 円 (1,452.00 円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21 円 (17.83 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.75 円 (21.72 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30 円 (23.43 円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および料金 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	164.81 円 (181.29 円)

1-2 でんきLプラン（北陸D）

(1) 適用範囲

（略）

□ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望

契約電流 40 アンペア	1,100.00 円 (1,210.00 円)
契約電流 50 アンペア	1,375.00 円 (1,512.50 円)
契約電流 60 アンペア	1,650.00 円 (1,815.00 円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56 円 (18.21 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.10 円 (22.11 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65 円 (23.81 円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および料金 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	219.81 円 (241.79 円)

1-2 でんきLプラン（北陸D）

(1) 適用範囲

（略）

□ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望

され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(略)

(3) 契約容量

au でんき約款 5（契約電流および契約容量）（2）によります。契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

(略)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円（242.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21 円（17.83 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.75 円（21.72 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30 円（23.43 円）

され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(略)

(3) 契約容量

au でんき約款 5（契約電流および契約容量）（2）によります。契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

(略)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円（302.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56 円（18.21 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.10 円（22.11 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65 円（23.81 円）

10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。 (略)	10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行なった日といたします。 (略)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔8〕■ au でんき供給約款（中部電力ミライズ・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款 （中部電力ミライズ・auEL） 2022 年 11 月 1 日実施	au でんき供給約款 （中部電力ミライズ・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施
2 au でんき約款および料金表の変更 （1）お客さまの一般の利益に適合する場合のほか，供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）・法令・条例・規則等の制定または改廃により au でんき約款または料金表の変更が必要な場合，その他中部電力ミライズまたは auEL が必要と判断した場合には，中部電力ミライズおよび auEL は，この au でんき約款を，auEL は，料金表を変更することがあります。この場合には，auEL はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし，契約期間満了前であっても，電気料金その他の供給条件は，変更後の au でんき約款および料金表によります。 （略）	2 au でんき約款および料金表の変更 （1）お客さまの一般の利益に適合する場合のほか，供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）・法令・条例・規則等の制定または改廃により au でんき約款または料金表の変更が必要な場合，その他中部電力ミライズまたは auEL が必要と判断した場合には，中部電力ミライズおよび auEL は，この au でんき約款を，auEL は，料金表を変更することがあります。この場合には，auEL はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし，契約期間満了前であっても，電気料金その他の供給条件は，変更後の au でんき約款および料金表によります。 （略）
5 契約電流および契約容量 （1）契約電流 （略） □ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等を取り付けないことがあります。 （2）契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 2（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。	5 契約電流および契約容量 （1）契約電流 （略） □ 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等を取り付けないことがあります。 （2）契約容量 契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 2（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、中部電力ミライズ、auEL および当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	なお、中部電力ミライズ、auEL および当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、中部電力ミライズまたは auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話、口頭等による申込みを受け付けることがあります。なお、この場合、次の事項を明らかにしていただくことがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ中部電力ミライズが通知することがあります。 （略） (3) 当該一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。	7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、中部電力ミライズまたは auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話、口頭等による申込みを受け付けることがあります。なお、この場合、次の事項を明らかにしていただくことがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ中部電力ミライズが通知することがあります。 （略） (3) 当該一般送配電事業者等の供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
9 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。 (1) 5（契約電流および契約容量）(1) を適用する場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	9 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。 (1) 5（契約電流および契約容量）(1) を適用する場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(2) 5（契約電流および契約容量）(2) を適用する場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	(2) 5（契約電流および契約容量）(2) を適用する場合 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
11 需給契約の単位 中部電力ミライズおよび auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1)～(2)（略）	11 需給契約の単位 中部電力ミライズおよび auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1)～(2)（略） (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。
14 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 中部電力ミライズおよび auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む中部電力ミライズ、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によって需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。 （略）	14 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 中部電力ミライズおよび auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む中部電力ミライズ、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によって需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。 （略）
18 検針日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに中部電力ミライズがあらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる	18 検針日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに中部電力ミライズがあらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる

日]といひます。)および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。ただし、やむをえない事情のある場合は、中部電力ミライズがあらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (略) (3) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。なお、中部電力ミライズは、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといひます。 (略)	日]といひます。)および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。ただし、やむをえない事情のある場合は、中部電力ミライズがあらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (略) (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。なお、中部電力ミライズは、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといひます。 (略)
20 使用電力量の算定 (略) (3) 当該一般送配電事業者が検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中部電力ミライズおよび auEL との協議によって定めます。 (略)	20 使用電力量の算定 (略) (3) 当該一般送配電事業者等が検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中部電力ミライズおよび auEL との協議によって定めます。 (略)
29 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当し、中部電力ミライズがその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、中部電力ミライズの求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (略) (3) (1)または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)	29 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当し、中部電力ミライズがその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、中部電力ミライズの求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (略) (3) (1)または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)
30 供給停止の解除 29（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さ	30 供給停止の解除 29（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お

まがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもとない中部電力ミライズおよび auEL に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもとない中部電力ミライズおよび auEL に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
32 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 (略)	32 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 (略)
33 損害賠償の免責 (1) 12（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって当該一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが中部電力ミライズおよび auEL の責めとならない理由によるものであるときには、中部電力ミライズおよび auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)	33 損害賠償の免責 (1) 12（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが中部電力ミライズおよび auEL の責めとならない理由によるものであるときには、中部電力ミライズおよび auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)
34 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、中部電力ミライズは、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	34 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、中部電力ミライズが当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、中部電力ミライズは、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
37 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、原則として、auEL がお客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された	37 需給契約の廃止等 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、auEL がお客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された

廃止期日に消滅いたします。 (略) ロ 中部電力ミライズ、auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。	廃止期日に消滅いたします。 (略) ロ 中部電力ミライズ、auEL および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。
38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費負担金等相当額の精算 次の場合で、中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、中部電力ミライズは、お客さまからその金額を申し受けます。 (略)	38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費負担金等相当額の精算 次の場合で、中部電力ミライズが当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、中部電力ミライズは、お客さまからその金額を申し受けます。 (略)
39 解約等 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、中部電力ミライズおよび auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。 イ お客さまが 29（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で中部電力ミライズ、auEL または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。 (略) (4) お客さまが、37（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、中部電力ミライズおよび当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものいたします。	39 解約等 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、中部電力ミライズおよび auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。 イ お客さまが 29（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で中部電力ミライズ、auEL または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。 (略) (4) お客さまが、37（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、中部電力ミライズおよび当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものいたします。
41 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (略)	41 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (略)
42 工事費負担金等相当額の申受け等	42 工事費負担金等相当額の申受け等

(1) 中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、中部電力ミライズは、その金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (略) (3) 中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、中部電力ミライズは、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (略) (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、中部電力ミライズが当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、中部電力ミライズは、その金額をお客さまから申し受けます。	(1) 中部電力ミライズが当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、中部電力ミライズは、その金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (略) (3) 中部電力ミライズが当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、中部電力ミライズは、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (略) (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、中部電力ミライズが当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、中部電力ミライズは、その金額をお客さまから申し受けます。
附 則 1 au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 au でんき約款の実施期日 この au でんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。
別表 1 負荷設備の入力換算容量 (略) (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）× 70 パーセント (略)	別表 1 負荷設備の入力換算容量 (略) (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）× 70 パーセント (略)

〔9〕■ au でんき供給約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																				
1 契約種別 （略） 1－1 でんき M プラン（中部 D） (1) 適用範囲 （略） □ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>260.00 円（286.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>390.00 円（429.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>520.00 円（572.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>780.00 円（858.00 円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）	契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）	契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）	契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）	1 契約種別 （略） 1－1 でんき M プラン（中部 D） (1) 適用範囲 （略） □ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、□の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>270.00 円（297.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>405.00 円（445.50 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>540.00 円（594.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>810.00 円（891.00 円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	270.00 円（297.00 円）	契約電流 15 アンペア	405.00 円（445.50 円）	契約電流 20 アンペア	540.00 円（594.00 円）	契約電流 30 アンペア	810.00 円（891.00 円）
	税抜額（税込額）																				
契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）																				
契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）																				
契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）																				
契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）																				
	税抜額（税込額）																				
契約電流 10 アンペア	270.00 円（297.00 円）																				
契約電流 15 アンペア	405.00 円（445.50 円）																				
契約電流 20 アンペア	540.00 円（594.00 円）																				
契約電流 30 アンペア	810.00 円（891.00 円）																				

契約電流 40 アンペア	1,040.00 円 (1,144.00 円)
契約電流 50 アンペア	1,300.00 円 (1,430.00 円)
契約電流 60 アンペア	1,560.00 円 (1,716.00 円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12 円 (21.03 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.19 円 (25.50 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87 円 (28.45 円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	234.76 円 (258.23 円)

1－2 でんき L プラン（中部 D）

(1) 適用範囲

（略）

□ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、

契約電流 40 アンペア	1,080.00 円 (1,188.00 円)
契約電流 50 アンペア	1,350.00 円 (1,485.00 円)
契約電流 60 アンペア	1,620.00 円 (1,782.00 円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額(税込額)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39 円 (21.32 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.45 円 (25.79 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13 円 (28.74 円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	241.87 円 (266.05 円)

1－2 でんき L プラン（中部 D）

(1) 適用範囲

（略）

□ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたと

イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(略)

(4) 料金

(略)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12 円（21.03 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.19 円（25.50 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87 円（28.45 円）

附 則（実施期日）

この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。

きは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(略)

(4) 料金

(略)

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39 円（21.32 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.45 円（25.79 円）
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13 円（28.74 円）

附 則（実施期日）

この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔10〕■ au でんき供給約款（東京電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款（東京電力・auEL） 2022 年 11 月 1 日実施 1 対象となるお客さま (1) この au でんき供給約款（東京電力・auEL）（以下「au でんき約款」といいます。）は、お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以东〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力」といいます。）から低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、auEL が東京電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの供給条件を定めたものです。 なお、料金については、auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略） 2 au でんき約款および料金表の変更 （略） (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃（消費税および地方消費税の税率の変更を含みます。）により、この au でんき約款および料金表を変更する必要がある場合、変更後の託送約款等または法令をふまえ、東京電力およびauELは、このauでんき約款を、auELは、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後のauでんき約款および料金表によります。 （略）	au でんき供給約款（東京電力・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施 1 対象となるお客さま (1) この au でんき供給約款（東京電力・auEL）（以下「au でんき約款」といいます。）は、お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、一般送配電事業者または配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以东〕を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力」といいます。）から低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、auEL が東京電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの供給条件を定めたものです。 なお、料金については、auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略） 2 au でんき約款および料金表の変更 （略） (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃（消費税および地方消費税の税率の変更を含みます。）により、この au でんき約款および料金表を変更する必要がある場合、変更後の託送約款等または法令をふまえ、東京電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。 （略）

5 契約電流および契約容量 (1) 契約電流 (略) □ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 (略)	5 契約電流および契約容量 (1) 契約電流 (略) □ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。 (略)
7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、東京電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (略) (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。	7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、東京電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (略) (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
8 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを東京電力および auEL が承諾したときに成立いたします。 ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、東京電力または auEL は、承諾を取り消すことがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。	8 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを東京電力および auEL が承諾したときに成立いたします。 ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、東京電力または auEL は、承諾を取り消すことがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、お客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契

(略)	約期間の終期は、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。 (略)
10 需給契約の単位 東京電力および auEL は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。	10 需給契約の単位 東京電力および auEL は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。
18 使用電力量の算定 (1) auEL は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果により、料金表 3（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auEL は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (略)	18 使用電力量の算定 (1) auEL は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果により、料金表 3（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auEL は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (略)
26 供給の停止等 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止すること（以下総称して「供給の停止等」といいます。）があります。その場合、東京電力および auEL は、供給の停止等にもなう料金の減額は行ないません。	26 供給の停止等 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止すること（以下総称して「供給の停止等」といいます。）があります。その場合、東京電力および auEL は、供給の停止等にもなう料金の減額は行ないません。
28 損害賠償および債務の履行の免責 (1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、または当該一般送配電事業者による供給の停止等が行なわれた場合で、それが東京電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、東京電力および auEL は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (略)	28 損害賠償および債務の履行の免責 (1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、または当該一般送配電事業者等による供給の停止等が行なわれた場合で、それが東京電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、東京電力および auEL は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。 (略)
29 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、東京電力が当該一般送配	29 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、東京電力が当該一般送配

電事業者から賠償の請求を受けた場合は、東京電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、東京電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
32 需給契約の廃止 (略) (2) 需給契約は、33（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) □ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (略)	32 需給契約の廃止 (略) (2) 需給契約は、33（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) □ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。 (略)
35 供給方法および工事 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。	35 供給方法および工事 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
36 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、東京電力は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、東京電力は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (略)	36 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、東京電力は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、東京電力は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (略)
附 則（実施期日） この au でんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則（実施期日） この au でんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔11〕■ au でんき供給約款（東京電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																																								
1 契約種別 （略） （1）でんき M プラン（東京 D） イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。 （略） 二 料金 （略） （イ）基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>260.00 円（286.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>390.00 円（429.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>520.00 円（572.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>780.00 円（858.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,040.00 円（1,144.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,300.00 円（1,430.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,560.00 円（1,716.00 円）</td></tr> </table> （ロ）電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.07 円（19.87 円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）	契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）	契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）	契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）	契約電流 40 アンペア	1,040.00 円（1,144.00 円）	契約電流 50 アンペア	1,300.00 円（1,430.00 円）	契約電流 60 アンペア	1,560.00 円（1,716.00 円）		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）	1 契約種別 （略） （1）でんき M プラン（東京 D） イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用され、一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。 （略） 二 料金 （略） （イ）基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>268.40 円（295.24 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>402.60 円（442.86 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>536.80 円（590.48 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>805.20 円（885.72 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,073.60 円（1,180.96 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,342.00 円（1,476.20 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,610.40 円（1,771.44 円）</td></tr> </table> （ロ）電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.10 円（19.91 円）</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	268.40 円（295.24 円）	契約電流 15 アンペア	402.60 円（442.86 円）	契約電流 20 アンペア	536.80 円（590.48 円）	契約電流 30 アンペア	805.20 円（885.72 円）	契約電流 40 アンペア	1,073.60 円（1,180.96 円）	契約電流 50 アンペア	1,342.00 円（1,476.20 円）	契約電流 60 アンペア	1,610.40 円（1,771.44 円）		税抜額（税込額）	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
	税抜額（税込額）																																								
契約電流 10 アンペア	260.00 円（286.00 円）																																								
契約電流 15 アンペア	390.00 円（429.00 円）																																								
契約電流 20 アンペア	520.00 円（572.00 円）																																								
契約電流 30 アンペア	780.00 円（858.00 円）																																								
契約電流 40 アンペア	1,040.00 円（1,144.00 円）																																								
契約電流 50 アンペア	1,300.00 円（1,430.00 円）																																								
契約電流 60 アンペア	1,560.00 円（1,716.00 円）																																								
	税抜額（税込額）																																								
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円（19.87 円）																																								
	税抜額（税込額）																																								
契約電流 10 アンペア	268.40 円（295.24 円）																																								
契約電流 15 アンペア	402.60 円（442.86 円）																																								
契約電流 20 アンペア	536.80 円（590.48 円）																																								
契約電流 30 アンペア	805.20 円（885.72 円）																																								
契約電流 40 アンペア	1,073.60 円（1,180.96 円）																																								
契約電流 50 アンペア	1,342.00 円（1,476.20 円）																																								
契約電流 60 アンペア	1,610.40 円（1,771.44 円）																																								
	税抜額（税込額）																																								
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）																																								

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円 (26.47 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円 (30.56 円)

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	214.39 円 (235.82 円)

(2) でんき L プラン（東京 D）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

(略)

二 料金

(略)

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円 (286.00円)

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円 (240.71 円)

(2) でんき L プラン（東京 D）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

(略)

二 料金

(略)

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円 (295.24円)

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07 円 (19.87 円)			最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10 円 (19.91 円)	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.07 円 (26.47 円)			120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.10 円 (26.51 円)	
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79 円 (30.56 円)			300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81 円 (30.59 円)	
10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。 (略)				10 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行なった日といたします。 (略)			
附 則（実施期日） この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。				附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。			

〔12〕■ au でんき供給約款（北海道電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款 （北海道電力・auEL） 2022 年 7 月 1 日実施	au でんき供給約款 （北海道電力・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施
1 適 用 （1）お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北海道電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北海道電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）	1 適 用 （1）お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北海道電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北海道電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）
2 au でんき約款および料金表の変更 （1）お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、北海道電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北海道電力・auEL）および料金表によります。 （略） □ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該 一般送配電事業者」）といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この au でんき約款または料金表を変更する必要が生じた場合 （略）	2 au でんき約款および料金表の変更 （1）お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、北海道電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北海道電力・auEL）および料金表によります。 （略） □ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該 一般送配電事業者等」）といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この au でんき約款または料金表を変更する必要が生じた場合 （略）
5 契約電流および契約容量	5 契約電流および契約容量

(1) 契約電流 (略) □ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 (2) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、北海道電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (略)	(1) 契約電流 (略) □ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 (2) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、北海道電力、auEL または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (略)
7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、北海道電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北海道電力が通知することがあります。 (略) (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要するこ	7 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、北海道電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備および蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北海道電力が通知することがあります。 (略) (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要するこ

とがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。	とがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
8 需給契約の成立および契約期間 (略) (2) 契約期間は、次によります。 (略)	8 需給契約の成立および契約期間 (略) (2) 契約期間は、次によります。 (略) ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
10 需給契約の単位 北海道電力および auEL は、電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する等、1 需要場所において、北海道電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別（北海道電力が別に定める特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕に定める契約種別を含みます。）を複数適用する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。	10 需給契約の単位 北海道電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する等、1 需要場所において、北海道電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別（北海道電力が別に定める特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕に定める契約種別を含みます。）を複数適用する場合 (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。
13 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 北海道電力または auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北海道電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りする	13 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 北海道電力または auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（北海道電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断り

ことがあります。この場合、auEL は、その理由をお知らせいたします。 (略)	することがあります。この場合、auEL は、その理由をお知らせいたします。 (略)
27 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)	27 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)
28 供給停止の解除 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	28 供給停止の解除 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
30 使用の制限または中止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。 (略)	30 使用の制限または中止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。 (略)
31 損害賠償の免責 (略) (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが北海道電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合または 37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、北海道電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)	31 損害賠償の免責 (略) (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが北海道電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または 37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、北海道電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (略)

32 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北海道電力が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、北海道電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	32 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北海道電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、北海道電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
35 需給契約の廃止 (1) お客さまがこの au でんき約款および料金表にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまが auEL に通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) □ 北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。 (略)	35 需給契約の廃止 (1) お客さまがこの au でんき約款および料金表にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまが auEL に通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) □ 北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。 (略)
36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費負担金等相当額の精算 お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、北海道電力は、お客さまからその金額を申し受けます。	36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費負担金等相当額の精算 お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、北海道電力は、お客さまからその金額を申し受けます。
37 解約等 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北海道電力および auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたしま	37 解約等 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北海道電力および auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたしま

す。 イ 27（供給の停止）により当該一般送配電事業者によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 （略） （2）お客さまが、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。	す。 イ 27（供給の停止）により当該一般送配電事業者等によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 （略） （2）お客さまが、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
39 供給方法および工事 （1）電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （略）	39 供給方法および工事 （1）電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （略）
40 工事費負担金等相当額の申受け等 （1）北海道電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、北海道電力は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 （略） （3）北海道電力が当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北海道電力は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 （略） （5）お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北海道電力は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。	40 工事費負担金等相当額の申受け等 （1）北海道電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、北海道電力は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 （略） （3）北海道電力が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北海道電力は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 （略） （5）お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北海道電力は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。
附 則（実施期日）	附 則（実施期日）

この au でんき約款は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。

この au でんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔13〕■ au でんき供給約款（北海道電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																																
1 契約種別 （略） (1) でんき M プラン（北海道 D） イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。 （略） 二 料金 （略） (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>310.00 円（341.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>465.00 円（511.50 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>620.00 円（682.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>930.00 円（1,023.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,240.00 円（1,364.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,550.00 円（1,705.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,860.00 円（2,046.00 円）</td></tr> </tbody> </table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	310.00 円（341.00 円）	契約電流 15 アンペア	465.00 円（511.50 円）	契約電流 20 アンペア	620.00 円（682.00 円）	契約電流 30 アンペア	930.00 円（1,023.00 円）	契約電流 40 アンペア	1,240.00 円（1,364.00 円）	契約電流 50 アンペア	1,550.00 円（1,705.00 円）	契約電流 60 アンペア	1,860.00 円（2,046.00 円）	1 契約種別 （略） (1) でんき M プラン（北海道 D） イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。 （略） 二 料金 （略） (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td><td>340.00 円（374.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td><td>510.00 円（561.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td><td>680.00 円（748.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,020.00 円（1,122.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,360.00 円（1,496.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,700.00 円（1,870.00 円）</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,040.00 円（2,244.00 円）</td></tr> </tbody> </table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	340.00 円（374.00 円）	契約電流 15 アンペア	510.00 円（561.00 円）	契約電流 20 アンペア	680.00 円（748.00 円）	契約電流 30 アンペア	1,020.00 円（1,122.00 円）	契約電流 40 アンペア	1,360.00 円（1,496.00 円）	契約電流 50 アンペア	1,700.00 円（1,870.00 円）	契約電流 60 アンペア	2,040.00 円（2,244.00 円）
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	310.00 円（341.00 円）																																
契約電流 15 アンペア	465.00 円（511.50 円）																																
契約電流 20 アンペア	620.00 円（682.00 円）																																
契約電流 30 アンペア	930.00 円（1,023.00 円）																																
契約電流 40 アンペア	1,240.00 円（1,364.00 円）																																
契約電流 50 アンペア	1,550.00 円（1,705.00 円）																																
契約電流 60 アンペア	1,860.00 円（2,046.00 円）																																
	税抜額（税込額）																																
契約電流 10 アンペア	340.00 円（374.00 円）																																
契約電流 15 アンペア	510.00 円（561.00 円）																																
契約電流 20 アンペア	680.00 円（748.00 円）																																
契約電流 30 アンペア	1,020.00 円（1,122.00 円）																																
契約電流 40 アンペア	1,360.00 円（1,496.00 円）																																
契約電流 50 アンペア	1,700.00 円（1,870.00 円）																																
契約電流 60 アンペア	2,040.00 円（2,244.00 円）																																

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円（23.96 円）
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円（30.25 円）
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円（33.97 円）

（略）

（2）でんき L プラン（北海道 D）

（略）

二 料金

（略）

（イ）基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	310.00 円（341.00 円）

（ロ）電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79 円（23.96 円）
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.50 円（30.25 円）
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89 円（33.97 円）

11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円（24.34 円）
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円（30.63 円）
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円（34.35 円）

（略）

（2）でんき L プラン（北海道 D）

（略）

二 料金

（略）

（イ）基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	340.00 円（374.00 円）

（ロ）電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円（24.34 円）
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.85 円（30.63 円）
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23 円（34.35 円）

11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促

進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 (略)	進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 (略)								
12 燃料費調整 (略) (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="237 485 940 598"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>17 銭 9 厘（19 銭 7 厘）</td></tr> </table> (略)		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	17 銭 9 厘（19 銭 7 厘）	12 燃料費調整 (略) (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="1256 485 1960 598"> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>0.179 円（0.197 円）</td></tr> </table> (略)		税抜額（税込額）	1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	17 銭 9 厘（19 銭 7 厘）								
	税抜額（税込額）								
1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）								
附 則（実施期日） この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。								

[14] ■ au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別			1 契約種別		
（略）			（略）		
(3) 料金			(3) 料金		
（略）			（略）		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	365.81 円 (402.39 円)	最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	439.54 円 (483.49 円)
電力量 料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	20.86 円 (22.94 円)	電力量 料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	22.13 円 (24.34 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	25.90 円 (28.49 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	27.17 円 (29.88 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	27.70 円 (30.47 円)		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	28.97 円 (31.86 円)
附 則（実施期日）			附 則（実施期日）		
この au でんき料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。			この au でんき料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。		

〔15〕■ au でんきオール電化プラン供給条件

改定前（旧）	改定後（新）																																																
4 オール電化プラン S（東京） （略） （4）料金 （略） イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>契約電流10アンペア</td><td>260.00円（286.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流15アンペア</td><td>390.00円（429.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流20アンペア</td><td>520.00円（572.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流30アンペア</td><td>780.00円（858.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流40アンペア</td><td>1,040.00円（1,144.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流50アンペア</td><td>1,300.00円（1,430.00円）</td></tr> <tr> <td>契約電流60アンペア</td><td>1,560.00円（1,716.00円）</td></tr> </table> ロ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 （イ）夜間時間 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>16.16円（17.77円）</td></tr> </table> （ロ）その他時間 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>23.45円（25.79円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場		税抜額（税込額）	契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）	契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）	契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）	契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）	契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）	契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）	契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）		税抜額（税込額）	1キロワット時につき	16.16円（17.77円）		税抜額（税込額）	1キロワット時につき	23.45円（25.79円）	4 オール電化プラン S（東京） （略） （4）料金 （略） イ 基本料金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>契約電流10アンペア</td><td>268.40円（295.24円）</td></tr> <tr> <td>契約電流15アンペア</td><td>402.60円（442.86円）</td></tr> <tr> <td>契約電流20アンペア</td><td>536.80円（590.48円）</td></tr> <tr> <td>契約電流30アンペア</td><td>805.20円（885.72円）</td></tr> <tr> <td>契約電流40アンペア</td><td>1,073.60円（1,180.96円）</td></tr> <tr> <td>契約電流50アンペア</td><td>1,342.00円（1,476.20円）</td></tr> <tr> <td>契約電流60アンペア</td><td>1,610.40円（1,771.44円）</td></tr> </table> ロ 電力量料金 電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 （イ）夜間時間 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>16.70円（18.37円）</td></tr> </table> （ロ）その他時間 <table> <tr> <th></th><th>税抜額（税込額）</th></tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td><td>23.51円（25.86円）</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場		税抜額（税込額）	契約電流10アンペア	268.40円（295.24円）	契約電流15アンペア	402.60円（442.86円）	契約電流20アンペア	536.80円（590.48円）	契約電流30アンペア	805.20円（885.72円）	契約電流40アンペア	1,073.60円（1,180.96円）	契約電流50アンペア	1,342.00円（1,476.20円）	契約電流60アンペア	1,610.40円（1,771.44円）		税抜額（税込額）	1キロワット時につき	16.70円（18.37円）		税抜額（税込額）	1キロワット時につき	23.51円（25.86円）
	税抜額（税込額）																																																
契約電流10アンペア	260.00円（286.00円）																																																
契約電流15アンペア	390.00円（429.00円）																																																
契約電流20アンペア	520.00円（572.00円）																																																
契約電流30アンペア	780.00円（858.00円）																																																
契約電流40アンペア	1,040.00円（1,144.00円）																																																
契約電流50アンペア	1,300.00円（1,430.00円）																																																
契約電流60アンペア	1,560.00円（1,716.00円）																																																
	税抜額（税込額）																																																
1キロワット時につき	16.16円（17.77円）																																																
	税抜額（税込額）																																																
1キロワット時につき	23.45円（25.79円）																																																
	税抜額（税込額）																																																
契約電流10アンペア	268.40円（295.24円）																																																
契約電流15アンペア	402.60円（442.86円）																																																
契約電流20アンペア	536.80円（590.48円）																																																
契約電流30アンペア	805.20円（885.72円）																																																
契約電流40アンペア	1,073.60円（1,180.96円）																																																
契約電流50アンペア	1,342.00円（1,476.20円）																																																
契約電流60アンペア	1,610.40円（1,771.44円）																																																
	税抜額（税込額）																																																
1キロワット時につき	16.70円（18.37円）																																																
	税抜額（税込額）																																																
1キロワット時につき	23.51円（25.86円）																																																

合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および au でんき別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	214.40 円（235.84 円）

5 オール電化プラン L（東京）

（略）

(4) 料金

（略）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	260.00 円（286.00 円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 夜間時間

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.16 円（17.77 円）

(ロ) その他時間

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	23.45 円（25.79 円）

附則

（適用期日）

この供給条件は、2022 年 7 月 1 日から適用いたします。

合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および au でんき別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	218.83 円（240.71 円）

5 オール電化プラン L（東京）

（略）

(4) 料金

（略）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	268.40 円（295.24 円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 夜間時間

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.70 円（18.37 円）

(ロ) その他時間

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	23.51 円（25.86 円）

附則

（適用期日）

この供給条件は、2023 年 4 月 1 日から適用いたします。

〔16〕■ au でんきポイントで割引規約

改定前（旧）	改定後（新）																						
第 5 条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、a u でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th rowspan="2">本件対象額</th><th colspan="2">還元率</th></tr><tr><th>右記以外の契約種別</th><th>オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）</th></tr><tr><td>5,000 円未満</td><td>1 %</td><td rowspan="3">1 %</td></tr><tr><td>5,000 円以上 8,000 円未満</td><td>3 %</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>5 %</td></tr></table> （略）	本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）	5,000 円未満	1 %	1 %	5,000 円以上 8,000 円未満	3 %	8,000 円以上	5 %	第 5 条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、a u でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th rowspan="2">本件対象額</th><th colspan="2">還元率</th></tr><tr><th>右記以外の契約種別</th><th>オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td><td rowspan="2">0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table> （略）	本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）	8,000 円未満	0.5%	0.5%	8,000 円以上	1%
本件対象額		還元率																					
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）																					
5,000 円未満	1 %	1 %																					
5,000 円以上 8,000 円未満	3 %																						
8,000 円以上	5 %																						
本件対象額	還元率																						
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）																					
8,000 円未満	0.5%	0.5%																					
8,000 円以上	1%																						
第 1 4 条（本ポイントの付与に係る特約） 申込者が、2 0 1 6 年 5 月 3 1 日までの期間に、a u でんき供給約款（関西電力・auEL）に基づき a u でんきサービス（その契約種別が「でんき M プラン（関西）」であるものに限ります。）の申込みを行い、その a u でんき契約が成立した場合、本件対象額が 8 , 0 0 0 円以上であることを条件に適用する還元率を 1 2 % に変更します。本項に定める前号の還元率の変更は、その a u でんきサービスの利用開始日の属する月から起算して 1 2 ヶ月の間に利用した a u でんきサービスに係る本件対象額について適用します。 2 当社は、第 5 条に定める本件付与ポイントのポイント数が 5 4 ポイント未満の場合、同条の規定にかかわらず、その a u でんきサービス（その契約種別が下表に定めるものを除きます。）の料金に係る本件付与ポイントのポイント数を 5 4 ポイントとします。本項に定める取扱いは、2 0 1 6 年 1 月 2 0 日から 2 0 1 6 年 3 月 3 1 日までの期間に、a u でんき約款に基	（削除）																						

づき a u でんきサービスの申込みを行った場合（2016年7月31日までにその a u でんきサービスの利用を開始した場合に限ります。）であって、その a u でんきサービスの利用開始日の属する月から起算して12ヶ月の間に利用した a u でんきサービスに係る本件付与ポイントのポイント数について適用します。

契約種別
でんきMプラン（北海道）、でんきLプラン（北海道）、でんきMプラン（東北）、でんきLプラン（東北）

3 申込者が、2016年9月1日から2017年2月13日までの間に、a u でんき約款に基づき a u でんきサービス（その契約種別が下表に定めるものに限ります。）の申込みを行い、その a u でんき契約が成立した場合、本件対象額が8,000円以上であることを条件に適用する還元率を10%に変更します。本項に基づく還元率の変更は、その a u でんきサービスの利用開始日の属する月の翌月から起算して3ヶ月の間に利用した a u でんきサービスに係る本件対象額について適用します。

契約種別
でんきMプラン（東京）、でんきLプラン（東京）、でんきMプラン（中部）、でんきLプラン（中部）、でんきMプラン（関西）、でんきMプラン（中国）

第15条（本ポイントの付与に係る特約2（a u でんきポイントで割引+ガス））
（略）

3 当社が本オプション申込を承諾した場合、還元率は以下のとおりとします。但し、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）又は関電ガス f o r a u の双方又はいずれか一方につき料金の請求（関電ガス f o r a u の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本項に定める還元率を適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2,500円未満	本件対象額に1.5%を乗じた額に51ポイントを加算した額
2,500円以上6,000円未満	本件対象額に5%を乗じた額に

第14条（本ポイントの付与に係る特約2（a u でんきポイントで割引+ガス））
（略）

3 当社が本オプション申込を承諾した場合、還元率は以下のとおりとします。但し、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）又は関電ガス f o r a u の双方又はいずれか一方につき料金の請求（関電ガス f o r a u の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本項に定める還元率を適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
8,000円未満	1.0%
8,000円以上	1.5%

		51 ポイントを加算した額																						
	6,000 円以上	本件対象額に 6 % を乗じた額に 51 ポイントを加算した額																						
附則 (適用期日) 本規約は、2022 年 12 月 1 日から適用します。				附則 1 適用期日 本規約は、2023 年 4 月 1 日から適用します。 2 本ポイントの付与についての経過措置 第 5 条第 2 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 2 項にかかわらず、次のとおりといたします。 <table><tr><td rowspan="2">本件対象額</td><td colspan="2">還元率</td></tr><tr><td>右記以外の契約種別</td><td>オール電化プラン S (東京) オール電化プラン L (東京)</td></tr><tr><td>5,000 円未満</td><td>1 %</td><td rowspan="3">1 %</td></tr><tr><td>5,000 円以上 8,000 円未満</td><td>3 %</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>5 %</td></tr></table> 3 本ポイントの付与に係る特約 2 (au でんきポイントで割引 + ガス) についての経過措置 第 1 4 条第 3 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 1 4 条第 3 項にかかわらず、次のとおりといたします。 <table><tr><td>本件対象額</td><td>還元率</td></tr><tr><td>2,500 円未満</td><td>本件対象額に 1.5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2,500 円以上 6,000 円未満</td><td>本件対象額に 5 % を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6,000 円以上</td><td>本件対象額に 6 % を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr></table>	本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S (東京) オール電化プラン L (東京)	5,000 円未満	1 %	1 %	5,000 円以上 8,000 円未満	3 %	8,000 円以上	5 %	本件対象額	還元率	2,500 円未満	本件対象額に 1.5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5 % を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	6,000 円以上	本件対象額に 6 % を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
本件対象額	還元率																							
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S (東京) オール電化プラン L (東京)																						
5,000 円未満	1 %	1 %																						
5,000 円以上 8,000 円未満	3 %																							
8,000 円以上	5 %																							
本件対象額	還元率																							
2,500 円未満	本件対象額に 1.5% を乗じた額に 51 ポイントを加算した額																							
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5 % を乗じた額に 51 ポイントを加算した額																							
6,000 円以上	本件対象額に 6 % を乗じた額に 51 ポイントを加算した額																							

〔17〕■ au でんきに関するポイント特典付与条件

改定前（旧）			改定後（新）																								
第 5 条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれもが紐づけて管理されていない場合、au でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。			第 5 条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれもが紐づけて管理されていない場合、au でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。																								
<table><tr><th rowspan="2">本件対象額</th><th colspan="2">還元率</th></tr><tr><th>右記以外の契約種別</th><th>オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）</th></tr><tr><td>5,000 円未満</td><td>0.5%</td><td rowspan="3">0.5%</td></tr><tr><td>5,000 円以上 8,000 円未満</td><td>2 %</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>3 %</td></tr></table>			本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）	5,000 円未満	0.5%	0.5%	5,000 円以上 8,000 円未満	2 %	8,000 円以上	3 %	<table><tr><th rowspan="2">本件対象額</th><th colspan="2">還元率</th></tr><tr><th>右記以外の契約種別</th><th>オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td><td rowspan="2">0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table>			本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）	8,000 円未満	0.5%	0.5%	8,000 円以上	1%
本件対象額	還元率																										
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）																									
5,000 円未満	0.5%	0.5%																									
5,000 円以上 8,000 円未満	2 %																										
8,000 円以上	3 %																										
本件対象額	還元率																										
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）																									
8,000 円未満	0.5%	0.5%																									
8,000 円以上	1%																										
（略） 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。			（略） 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。																								
<table><tr><th rowspan="2">本件対象額</th><th colspan="2">還元率</th></tr><tr><th>右記以外の契約種別</th><th>オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）</th></tr><tr><td>5,000 円未満</td><td>1 %</td><td rowspan="2">1 %</td></tr><tr><td>5,000 円以上 8,000 円未満</td><td>3 %</td></tr></table>			本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）	5,000 円未満	1 %	1 %	5,000 円以上 8,000 円未満	3 %	<table><tr><th rowspan="2">本件対象額</th><th colspan="2">還元率</th></tr><tr><th>右記以外の契約種別</th><th>オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td><td rowspan="2">0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table>			本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）	8,000 円未満	0.5%	0.5%	8,000 円以上	1%		
本件対象額	還元率																										
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）																									
5,000 円未満	1 %	1 %																									
5,000 円以上 8,000 円未満	3 %																										
本件対象額	還元率																										
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）																									
8,000 円未満	0.5%	0.5%																									
8,000 円以上	1%																										

8,000 円以上	5 %									
(略)										
第 1 2 条（本ポイントの付与に係る特約） (略) 3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されておらずかつ第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。										
<table><tr><td>本件対象額</td><td>還元率</td></tr><tr><td>2, 5 0 0 円未満</td><td>本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満</td><td>本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6, 0 0 0 円以上</td><td>本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr></table>			本件対象額	還元率	2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
本件対象額	還元率									
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額									
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額									
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額									
4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されておりかつ第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。										
<table><tr><td>本件対象額</td><td>還元率</td></tr><tr><td>2,500 円未満</td><td>本件対象額に 1.5% を乗じた額に</td></tr></table>			本件対象額	還元率	2,500 円未満	本件対象額に 1.5% を乗じた額に				
本件対象額	還元率									
2,500 円未満	本件対象額に 1.5% を乗じた額に									

(略)	(略)						
第 1 2 条（本ポイントの付与に係る特約） (略) 3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されておらずかつ第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。							
<table><tr><td>本件対象額</td><td>還元率</td></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1.5%</td></tr></table>		本件対象額	還元率	8,000 円未満	1.0%	8,000 円以上	1.5%
本件対象額	還元率						
8,000 円未満	1.0%						
8,000 円以上	1.5%						
4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されておりかつ第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。							
<table><tr><td>本件対象額</td><td>還元率</td></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>1.0%</td></tr></table>		本件対象額	還元率	8,000 円未満	1.0%		
本件対象額	還元率						
8,000 円未満	1.0%						

	51 ポイントを加算した額		8,000 円以上	1.5%																						
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5 %を乗じた額に 51 ポイントを加算した額																									
6,000 円以上	本件対象額に 6 %を乗じた額に 51 ポイントを加算した額																									
附則 (適用期日) 1.本改正規定は、2022 年 12 月 1 日から適用します。 2.本規定第 4 条の定めにかかわらず、au でんき契約が 2018 年 6 月 6 日（以下「適用開始日」といいます。）において有効に成立しかつ存続している場合、当該 au でんき契約にかかる au でんきサービス契約者に対し、適用開始日から本規定の適用を開始します。		附則 1 （適用期日） (1) 本改正規定は、2023 年 4 月 1 日から適用します。 (2) 本規定第 4 条の定めにかかわらず、au でんき契約が 2018 年 6 月 6 日（以下「適用開始日」といいます。）において有効に成立しかつ存続している場合、当該 au でんき契約にかかる au でんきサービス契約者に対し、適用開始日から本規定の適用を開始します。 2 本ポイントの付与の経過措置 (1) 第 5 条第 2 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 2 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。 <table><tr><th rowspan="2">本件対象額</th><th colspan="2">還元率</th></tr><tr><th>右記以外の契約種別</th><th>オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）</th></tr><tr><td>5,000 円未満</td><td>0.5%</td><td rowspan="3">0.5%</td></tr><tr><td>5,000 円以上 8,000 円未満</td><td>2%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>3%</td></tr></table> (2) 第 5 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 4 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。 <table><tr><th rowspan="2">本件対象額</th><th colspan="2">還元率</th></tr><tr><th>右記以外の契約種別</th><th>オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）</th></tr><tr><td>5,000 円未満</td><td>1 %</td><td rowspan="2">1 %</td></tr><tr><td>5,000 円以上 8,000 円未満</td><td>3 %</td></tr></table>			本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）	5,000 円未満	0.5%	0.5%	5,000 円以上 8,000 円未満	2%	8,000 円以上	3%	本件対象額	還元率		右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）	5,000 円未満	1 %	1 %	5,000 円以上 8,000 円未満	3 %
本件対象額	還元率																									
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）																								
5,000 円未満	0.5%	0.5%																								
5,000 円以上 8,000 円未満	2%																									
8,000 円以上	3%																									
本件対象額	還元率																									
	右記以外の契約種別	オール電化プラン S（東京） オール電化プラン L（東京）																								
5,000 円未満	1 %	1 %																								
5,000 円以上 8,000 円未満	3 %																									

	8,000 円以上	5 %	
--	-----------	-----	--

(3) 第 1 2 条第 3 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 1 2 条第 3 項の表にかかわらず、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されておりかつ第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1.0%を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4.5%を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5.5%を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額

(4) 第 1 2 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 1 2 条第 4 項の表にかかわらず、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されておりかつ第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
2,500 円未満	本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5 %を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
6,000 円以上	本件対象額に 6 %を乗じた額に 51 ポイントを加算した額